

福岡市肝炎ウイルス検査事業の流れ

1. 肝炎ウイルス検査

(肝炎ウイルス検査実施医療機関)

対象者について B型及びC型肝炎ウイルス検査の受診を希望する 20 歳以上の市民。
ただし、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがある方を除きます。

- ① 受検者に「**肝炎ウイルス検査申込(問診)票**」(様式1)(3枚複写)を記入させます。
※「**肝炎ウイルス検査申込(問診)票**」(様式1)は福岡市医師会より受け取ってください。
- ② 陽性の場合は専門医療機関で精密検査を必ず受診することを事前に確認し、B型・C型肝炎ウイルス検査を行ってください。(費用の徴収はありません。)

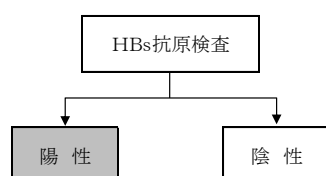
2. 結果通知

(肝炎ウイルス検査実施医療機関)

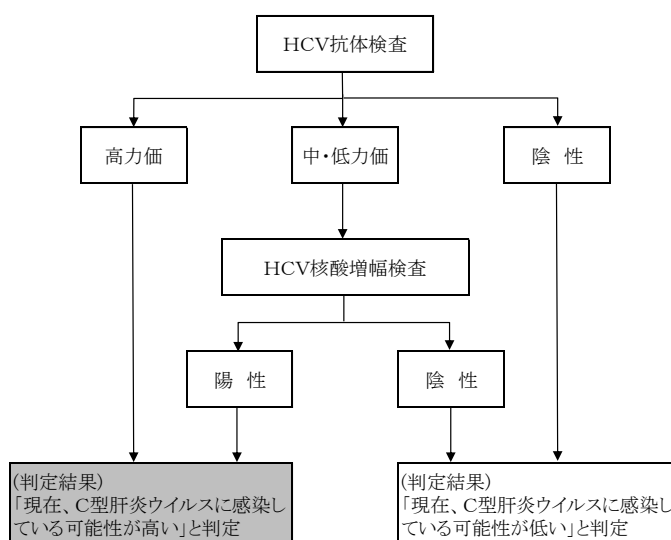
- ① 結果判明後は、速やかに受検者に結果通知をしてください。

陽性判定について

【B型肝炎ウイルス検査】



【C型肝炎ウイルス検査】



- ② B型肝炎ウイルス検査で「陽性」及びC型肝炎ウイルス検査で「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された場合は、専門医療機関への紹介・受診指導を行ってください
専門医療機関とは、原則として「福岡県肝疾患専門医療機関」とします。

- ③ 結果説明の際には、次の書類を要精密者へ渡してください。
- ・「**肝炎ウイルス検査要精密者紹介状 兼 報告書**」(様式2)
 - ・「**肝炎ウイルス検査 精密検査報告書**」(様式3)
 - ・リーフレット (福岡県作成「肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方へ」)

要精密者が、精密検査のために専門医療機関を受診していないと考えられる場合、福岡市より肝炎ウイルス検査実施医療機関へ報告し、未受診者への受診指導を依頼しますので、受診状況の把握に努めてください。

- ④ 初回精密検査及び定期検査費用の助成制度(福岡県ウイルス性肝炎等重症化予防事業)があります。希望者には、受付窓口である居住地の保健福祉センター健康課を案内してください。
- ⑤ B型肝炎ウイルス検査で「陰性」及びC型肝炎ウイルス検査で「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された場合は、検査結果と検査日を記録しておくことを受検者に勧奨してください。

3. 精密検査

(専門医療機関)

- ① 専門医療機関において精密検査を行ってください。(費用の徴収はあります。)
- ② 精密検査の結果を「**肝炎ウイルス検査要精密者紹介状 兼 報告書**」(様式2)及び「**肝炎ウイルス検査 精密検査報告書**」(様式3)に記入してください。
- ③ 様式2は福岡市へ、様式3は肝炎ウイルス検査実施医療機関へ、郵送により返信してください。
※肝炎ウイルス検査と精密検査を同一の医療機関で実施した場合は、精密検査の受診状況を様式2により福岡市へ郵送で報告してください。

4. 肝炎ウイルス検査費用の支払

(福岡市)

- ① 肝炎ウイルス検査実施医療機関は、1ヵ月ごと(検査実施の翌月)に次の書類を福岡市医師会へ送付してください。
- ・「**肝炎ウイルス検査申込(問診)票**」(様式1)【福岡市提出用】及び【医師会控】
 - ・「**肝炎ウイルス検査実施報告書**」(福岡市医師会作成の2枚複写様式の医師会控)
- ② 福岡市は、医師会経由で受理した「**肝炎ウイルス検査申込(問診)票**」(様式1)等を審査し、医師会経由で肝炎ウイルス検査実施医療機関へ検査費用を支払います。